

水道 だより

あおもり

W^{2016.2}
Water
Service
News



写真の場所は、横内川と雲谷沢の源になる前岳と鉢森山だよ。おいしい水は豊かな森林のおかげだから、これからもみんなで大切な自然を守っていこうね！
今回から表紙の写真は、青森の水道水源の風景をお届けします。どうぞお楽しみに！

青森市水道事業会計決算概要	1P
水道水の水質検査結果について	2P
給水装置・貯水槽水道について	3P
水抜き栓の操作のご確認について	4P
貯水槽水道の管理について	4P
油漏れにご注意ください！！	5P
道路漏水について	5P
見積り水量での水道料金の徴収について	6P
水道料金等のお支払い方法について	6P
引越し（転入・転出）の手続きはお早めに	7P
お問い合わせ先一覧	7P

青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」



青森市企業局水道部

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号
電話(017)734-4201 FAX(017)774-4913
E-mail josui-somu11@city.aomori.aomori.jp

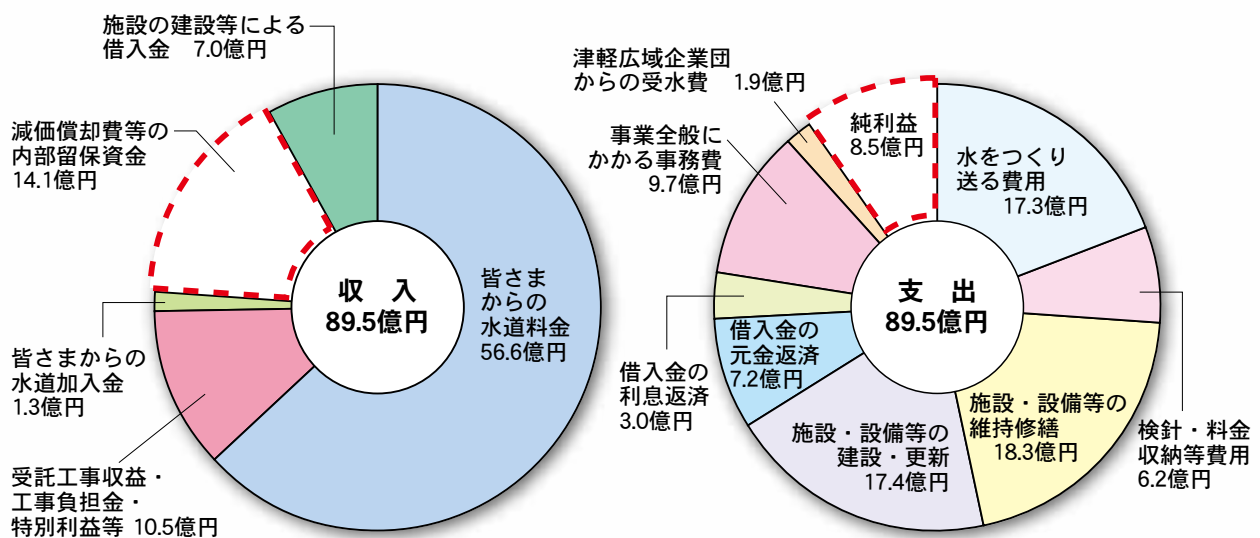
◆ 青森市水道事業会計決算概要

水道事業は「地方公営企業法」により独立採算を基本に事業運営しており、市民の皆さまからの水道料金や国からの借入金により成り立っています。

これらの収入は、水づくりや水をお届けするための費用のほか、施設の維持・建設・更新や借入金の返済などに充てられています。

今後のさらなる人口減少に伴い、料金収入の伸びが見込めない中、水道施設の更新が増加していく状況にあることから、水道事業の運営は厳しい状況にあります。お客様にいつでも安全・安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

平成26年度決算内訳（税抜）



収入の概要

収入の大半を占める水道料金は、人口の減少や節水器具の普及などにより使用水量が減少傾向にあり、前年度に比べ約1.5億円減の56.6億円（税抜）となりました。

支出の概要

水道施設・設備等の建設・更新に要した費用は、約17.4億円（税抜）となりました。その主な事業として、

- 管路の耐震化・老朽管の更新事業（13,469m）
- 浅虫送水管耐震化事業（1,071m）
- 堤川浄水場粉末活性炭処理設備の導入等を実施しました。



浅虫送水管耐震化事業（宮田水管橋の架設の様子）

◆ 水道水の水質検査結果について

水質の評価

平成26年度の水質検査結果は、すべての基準項目(51項目)に適合し、さらには多くの項目で基準値の10分の1以下の結果となりました。

右の表はその中から一部を抜粋したものです。

青森の水道水は過去の結果と比較しても変動が少なく、良好な水質と高い安全性を安定的に確保しています。

分類	項目	国の水質基準	横内浄水場	堤川浄水場	原別配水所	油川配水所	天田内配水所	花岡配水場
病原生物	一般細菌 大腸菌	100個/1ml以下 検出されないこと	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出
金属	カドミウム	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	鉛	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	マンガン 鉄	0.05mg/ℓ以下 0.3mg/ℓ以下	0.001未満 0.005未満	0.001未満 0.009	0.001未満 0.008	0.001未満 0.005未満	0.001未満 0.005未満	0.001未満 0.006
無機物	シアン類	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	硝酸類	10mg/ℓ以下	0.16	0.17	1.28	0.05未満	0.10	0.25
	塩化物イオン 硬度	200mg/ℓ以下 300mg/ℓ以下	10.2 17.7	31.3 101	19.4 52.1	43.5 52.2	17.0 54.3	13.6 17.7
有機物	有機炭素濃度	3mg/ℓ以下	0.3	0.3	0.1	0.1未満	0.1未満	0.4
基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.31	7.18	7.3	8.08	8.03	7.04
	味・臭気 色度	異常でないこと 5度以下	異常なし 0.5未満	異常なし 0.5未満	異常なし 0.5未満	異常なし 0.5未満	異常なし 0.5未満	異常なし 0.5未満
	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
消毒効果	残留塩素	0.1mg/ℓ以上 1mg/ℓ以下	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5

※「〇〇未満」とは、測定機器で検出可能な最小値よりも小さいことを表しています。

私たちは、市内の水質検査について以下のことに取り組んでいます。



お客様へのいつでも安全・安心でおいしい水道水の供給に努めています！

平成28年度水質検査計画について

水道部では、いつでも安全・安心でおいしい水道水をご利用いただけるよう、毎年、「水質検査計画」を策定しています。これに基づき、水質基準に適合した安全な水道水であることの確認はもとより、高い品質を維持するための効果的・効率的な水質管理を行っています。

平成28年度水質検査計画につきましては、3月に下記閲覧場所のほか、水道事業ホームページで公表してまいります。

- 水道部本庁舎
- 横内浄水場
- 浪岡事務所

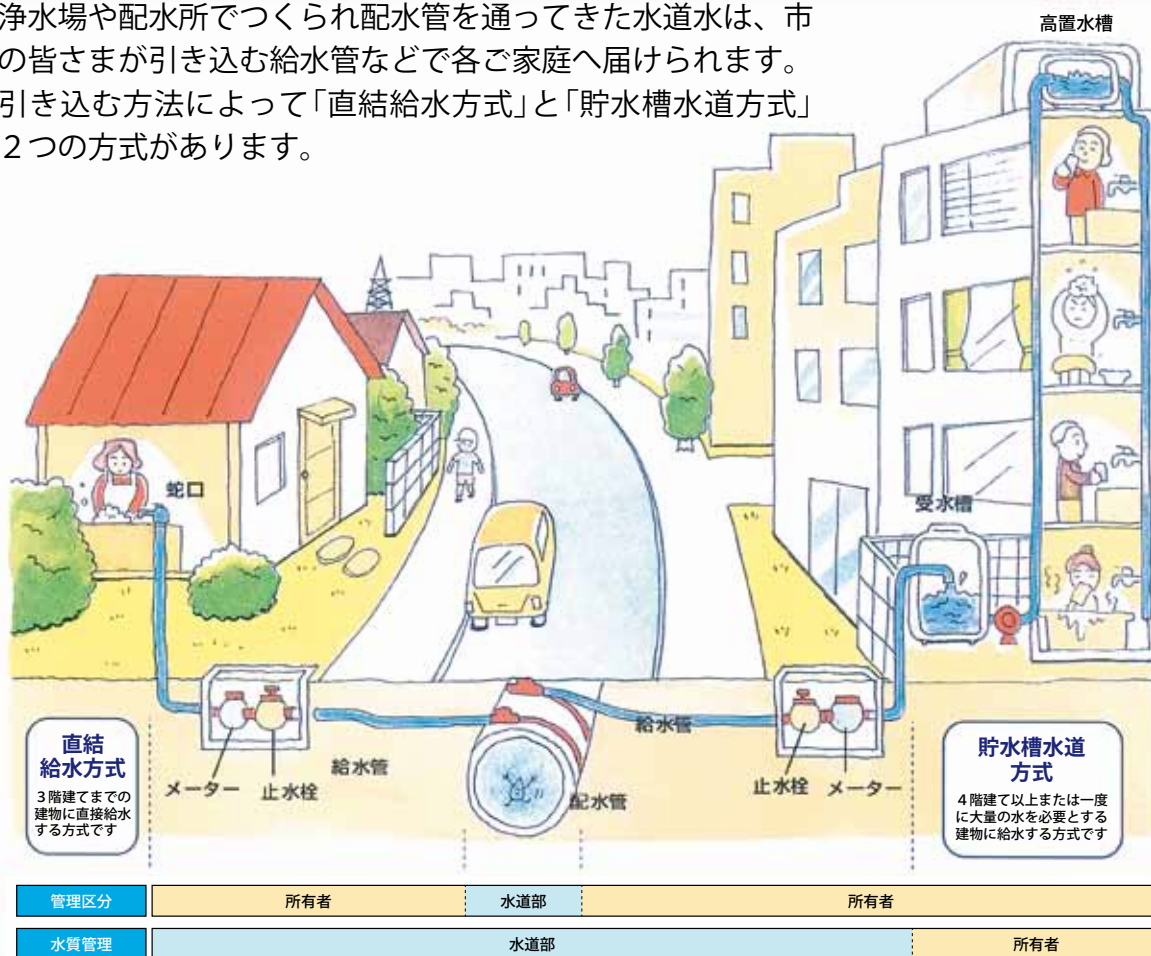


写真はそれぞれ水質検査の様子

◆ 給水装置・貯水槽水道について

浄水場や配水所でつくられ配水管を通ってきた水道水は、市民の皆さまが引き込む給水管などで各ご家庭へ届けられます。

引き込む方法によって「直結給水方式」と「貯水槽水道方式」の2つの方式があります。



給水装置はあなたの財産です

市民の皆さまが、道路の下の配水管から各ご家庭に引き込む給水管や蛇口などの給水装置は、所有者の財産（メーターは除く）ですので、給水装置の適正な管理は、所有者が行う必要があります。

なお、給水管からの漏水が、道路内や一般住宅地内（配水管からメーターまで）で発生し、漏水の原因が給水管の老朽や腐食などやむをえないものであれば、水道部が漏水を止めることに限定して修繕する場合がありますので、施設課（担当017-777-4255）にご相談ください。

給水装置の工事

給水装置の新設・改造・撤去・修繕の工事を行う際は、条例の規定により、必ず青森市指定の給水装置工事事業者にお申込みください。

指定給水装置工事事業者については施設課または青森市水道事業ホームページ（<http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>）にてご確認できます。

マンションやビルの水質管理

マンションやビルのように、受水槽や高置水槽を経て各ご家庭に水道水が供給される仕組みを貯水槽水道といいます。

この管理は、法律や条例などにより、設置者（所有者）が行うよう定められています。

詳しくは、右ページの「貯水槽水道の管理について」をご確認ください。

なお、水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

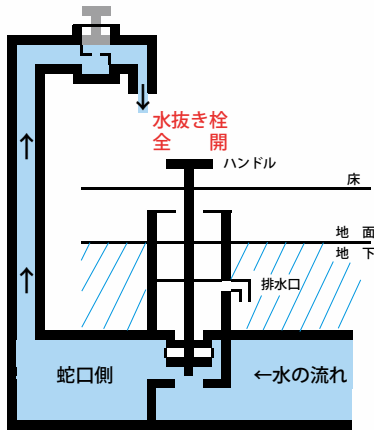
◆ 水抜き栓の操作のご確認について

水抜き栓の操作が不十分だと凍結や漏水の原因となりますので、水抜き栓の確認をお願いします。

開け閉めは水抜き栓が回らなくなるまで、きっちりと回してください。

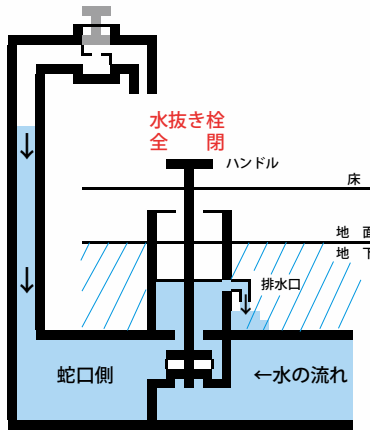
水抜き栓のイメージ

通常の状態



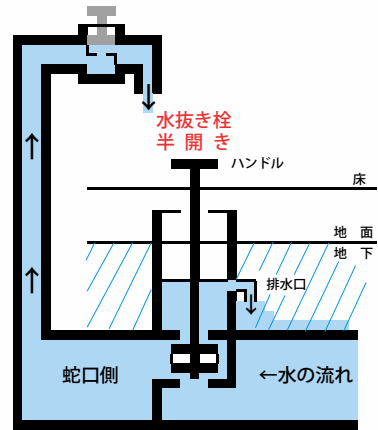
通常時は、水抜き栓のハンドルを左（反時計回り）に止まるまで回して使用する。

水抜きの状態



水抜きする場合は、水抜き栓のハンドルを右（時計回り）に止まるまで回す。蛇口を開くと水道管に空気が入り、水が抜ける。

半開きの状態



水抜き栓が半開きの状態では、通常通り使用できるが、地下に水が流れたままでも漏水した状態になる。水を多く使用した覚えがないのに、使用水量が著しく増える場合がある。

◆ 貯水槽水道の管理について

貯水槽水道は、設置者が適正に管理することとなっています。管理のポイントは、

①貯水槽の清掃

1年に最低1回以上、専門の清掃登録業者に定期的に、清掃を行ってもらってください。

②水質管理

毎日、水の色・味・臭いに注意し、年に1回は水質検査（水の色・色度・濁り・臭い・味・残留塩素）を受けてください。

③貯水槽の点検と改善

月1回程度、水が汚染されていないか水槽の状態の点検を行い、不備があれば改善してください。

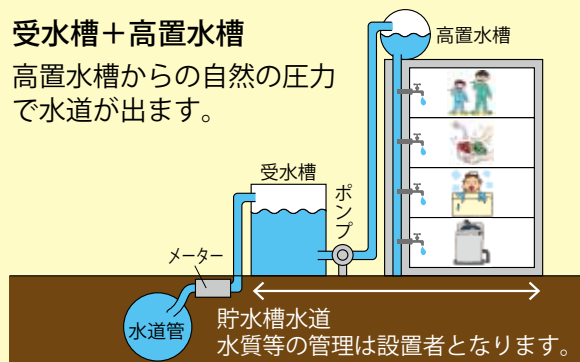
④給水の停止

水が人の健康を害するおそれがあると判明したときは、直ちに給水を停止し、利用者へ周知するとともに、施設課または青森市保健所に連絡してください。

※そのほか、関係者以外立入りできないよう、マンホールや水槽室、ポンプ室に施錠し、週1回程度見まわりをし、安全性を確保してください。

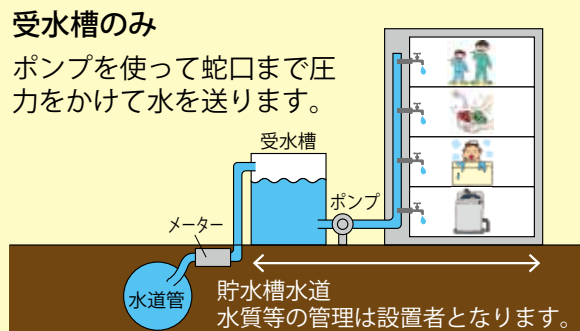
受水槽＋高置水槽

高置水槽からの自然の圧力で水道が出ます。



受水槽のみ

ポンプを使って蛇口まで圧力をかけて水を送ります。



水道部施設課
(017) 774-1234
青森市保健所生活衛生課
(017) 765-5288

◆ 油漏れにご注意ください !!

灯油等の油漏れが発生すると、地中の水道管に油が浸透し、水道水に油の臭い移ることがあります。

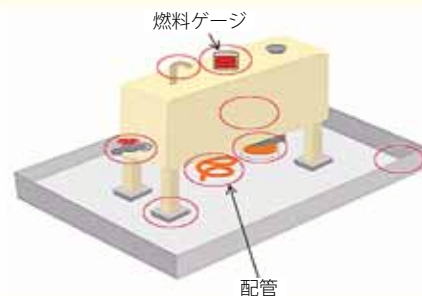
このような場合、灯油等の染み込んだ水道管や土を交換する必要があります。
被害を未然に防ぐためにも次の点にご注意ください。

- ホームタンクへの給油の際は、地面にこぼさないようにしてください。
- ホームタンクが老朽化している場合は、損傷がないか確認してください。
- ホームタンクを新たに設置したり増改築で移設する場合は、水道管の近くに設置しないでください。
- 積雪や落雪でホームタンクが破損することがありますのでご注意ください。
- 灯油以外でも油漏れがあると水道水が油臭くなることがあります。塗料・シンナー等も地中に捨てたりせず、廃棄業者等に依頼するなど適切に処理してください。

定期的にホームタンクや周囲の点検をして被害を未然に防ぎましょう。

(参考) 油漏れのチェック項目

- ①タンクに小さな亀裂、にじみや漏れがないか。
- ②配管の地中埋設箇所・家屋内・床下・排水設備で油臭がしないか。
- ③灯油の使用量以上に燃料ゲージが減っていないか。
- ④落雪・積雪・除雪によりタンクの配管等が損傷していないか。
- ⑤融雪槽を設置している場合、槽内に灯油が漏れていないか。

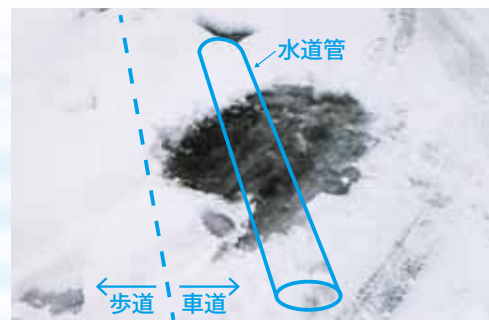


◆ 道路漏水について

晴天なのに車道・歩道や水気のないところが濡れている、水たまりがある等の場合は、水道管から漏水している可能性があります。また、冬期は一部だけ雪が溶けて水たまりになっているところがあれば漏水のおそれがあります。発見した場合は、施設課管路維持チーム(017-777-4255)までご連絡をお願いします。



夏期漏水のイメージ写真



冬期漏水のイメージ写真

◆ 見積り水量での水道料金の徴収について

冬期間中、積雪のため水道メーターのボックスがふさがるとして検針ができない場合は、前月までの平均的な使用水量等を基にした見積り水量での水道料金を徴収します。

この場合、雪解け後など、検針ができた際に、見積り水量と実際の使用水量との間に生じた過不足分の水道料金を精算します。



◆ 水道料金等のお支払い方法について

水道料金等は、次のいずれかの方法でお支払いください。

◎納入通知書によるお支払い

毎月末頃にお届けする「水道料金・下水道使用料等納入通知書」をお持ちのうえ、指定の納入場所（※1）でお支払いください。

納期限 使用した月の翌月15日（休日等の場合は翌営業日）

（※1）指定の納入場所

青森市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行除く）、コンビニエンスストア、水道部窓口（営業課・上下水道課）となります（詳細は納入通知書の裏面をご覧ください）。



◎口座振替によるお支払い

口座振替の手続き（※2）をすることで、お客さまに代わって金融機関の口座から毎月自動的に振替します。

定例振替日 使用した月の翌月10日（休日等の場合は翌営業日）

定例振替日に残高不足により振替できなかった場合
使用した月の翌月25日（休日等の場合は翌営業日）に再度振替

（※2）口座振替の手続き

「預貯金通帳」と「お届け印」のほか、「使用水量のお知らせ」または「領収書」をお持ちのうえ、お客さまの口座のある金融機関窓口へお申込みください。青森市内に店舗がある金融機関であれば、全国いずれの店舗の口座でもご利用いただけます。

なお、口座振替のお申込みは、水道部窓口（営業課・上下水道課）でも受け付けています。



口座振替ご利用可能な金融機関

青森銀行・みちのく銀行・みずほ銀行・秋田銀行・北日本銀行・岩手銀行・青い森信用金庫・東北労働金庫・青森県信用組合・商工組合中央金庫・青森農業協同組合・青森県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

◆ 引越し（転入・転出）の手続きはお早めに

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算がされませんのでご注意ください。

転入時の手続き（使用開始の手続き）

● 使用開始の手続き

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日等をご記入の上、投函してください。

なお、申込書が見当たらない場合は、営業課または浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後、「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

転出時の手続き（使用中止の手続き）

次の事項について営業課または浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

● ご連絡いただく事項

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法等

📍 お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話（直通）
料金関係	水道の使用開始・中止など （転入・転出）	営業課各チーム （検針・収納・業務管理）	(017) 734-4281
	料金の確認、料金の支払い （口座振替・納付書払）		(017) 734-4202
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172) 62-1143
給水装置関係	蛇口などの給水装置の新設・改造、 水道加入金など	施設課給水装置チーム	(017) 774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017) 777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017) 774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源 保護指導要綱に関する事前協議など	施設課水源保全チーム	(017) 774-1234
水質関係	水道水の水質	横内浄水課水質管理チーム	(017) 738-6507
ホームページ	青森市水道事業ホームページ	http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html	
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設 使用料に関すること	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017) 752-0029
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172) 62-1159

「水道だより」についてのご意見、感想などは、青森市企業局水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号
 電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913
 電子メール josui-somu11@city.aomori.aomori.jp